



広報

ところざわ 情報館

11.20 No.974

編集・発行：所沢市役所総合政策部秘書広報課
〒359-8501・埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
☎042(998)9024・FAX042(994)0706
ホームページアドレス
http://www.city.tokorozawa.saitama.jp
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

高校・大学 入学準備金貸付制度のご案内

市では、平成16年4月に高等学校・高等専門学校・大学等に入学される学生の保護者で、入学に要する費用の支出が困難な方に対し、入学に伴う準備金の貸し付けを行っています。希望される方は、試験の合格にかかわらず、あらかじめ申請をしてください。

なお、借入れには保証人が必要です。

対象 次の要件を満たしている保護者とその保証人

◇保護者の要件

①市内に2年以上引き続き居住している方

②市税の滞納がない方、または非課税対象者で返還能力のある方

◇保証人の要件

①市内に2年以上引き続き居住している方

②市税の滞納がない方で、独立の生計を営む20歳以上の方

◎借受人は、他の借受人の保証人にはなりません。

【貸付限度額】

●高等学校・高等専門学校(国・公立)……………10万円以内

●高等学校・高等専門学校(私立)……………30万円以内

●大学等……………40万円以内

返済期間 6か月据え置き後、3年間以内で返済

【提出書類】

①入学準備金借入申込書

②卒業(見込み)証明書1通(高等学校入学の場合は不要)

③収入のある家族全員の所得を証明するもの(平成14年分給与所得の源泉徴収票、平成14年分所得税確定申告書の控え、平成15年度住民税課税証明書等)

④承諾書(教育委員会が申請者および保証人の市税納付状況を閲覧することに同意する承諾書)

⑤入学準備金連絡票

⑥提出書類の①入学準備金借入申込書④承諾書⑤入学準備金連絡票は、市役所6階・教育総務課で配布します。また、市のホームページから入手することができます。

申請期限 平成16年2月2日(月)

留意事項 基金に限りがありますので、希望者が多数の場合は、収入の多いご家庭にはご遠慮願うことがあります。

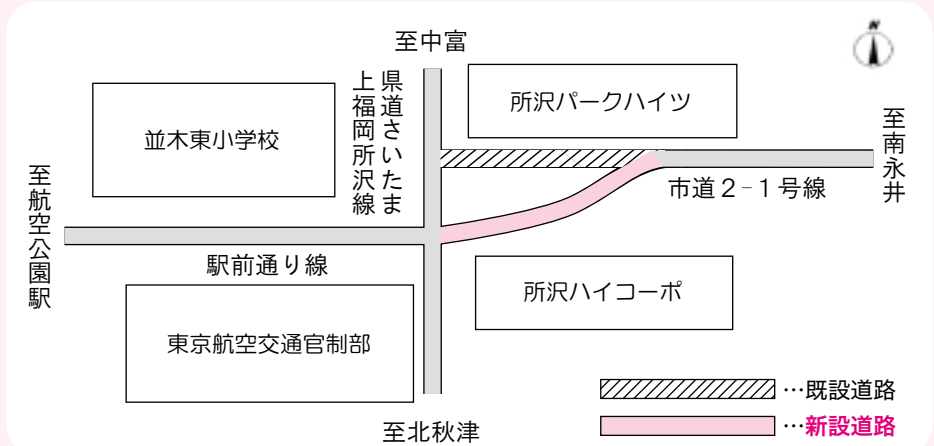
申請先・問い合わせ 市役所6階・教育総務課(☎998-9232・FAX998-9128)

航空管制部前交差点の改良による交通切り替えのお知らせ

航空管制部前交差点の新設道路部分の工事が完了するため、12月3日(水)の午後より既設道路から新設道路へ交通経路が変更になります。なお、既設道路については、今後も歩行者・自転車は通行できます(下図参照)。

大変ご迷惑をお掛けしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 計画道路整備課(☎998-9377・FAX998-9152)



国体啓発用 黄色の「ところバス」が誕生します

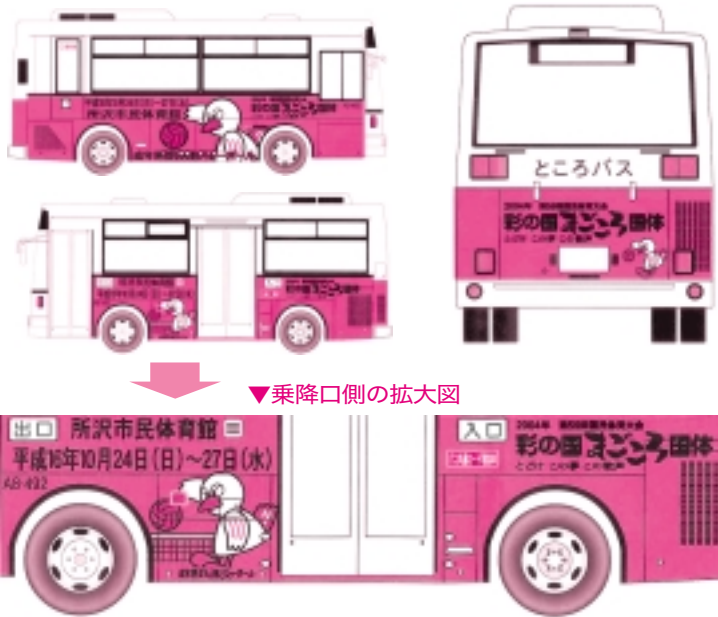
第59回国民体育大会「彩の国まごころ国体」が埼玉県で開催されることとなり、平成16年10月、所沢市では市民体育館を会場に成年男女9人制バレーボール競技が開催されます。

市では、彩の国まごころ国体の啓発のため、黄色にラッピングした市内循環バス「ところバス」を本年12月から運行し、市民の皆さんに国体開催に向けてのPRをしていきます。

なお、路線・利用方法等の変更はありません。長年親しまれてきた水色にラッピングした「ところバス」と交互に循環していきますので、どうぞご利用ください。

問い合わせ 彩の国まごころ国体所沢市実行委員会事務局(国体推進課内/☎998-9430・FAX994-0706)

■国体啓発用ところバス(実際の色は黄色です)



母子・寡婦福祉資金貸付制度をご利用ください

母子・寡婦福祉資金は、母子家庭および寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進に必要な資金を貸し付ける制度です。

【対象】

①母子家庭の母で、20歳未満のお子さんを扶養していて、次のいずれかの要件に該当する方(所得制限あり)

●配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現に結婚していない方

●配偶者の生死が不明または配偶者から6か月以上遺棄されている方

●配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方

●配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって働けない方

●配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方

●婚姻によらないで母となり、現に結婚していない方

②父母のない20歳未満の児童

③寡婦で、かつて母子家庭の母であった方(所得制限あり)

④40歳以上の配偶者のない方で、母子家庭の母および寡婦以外の女性(所得制限あり)

⑤①に該当する母子(修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金のみ)

資金の種類 ▼事業開始資金▼事業継続資金▼修学資金▼技能習得資金▼修業資金▼就職支度資金▼医療介護資金▼生活資金▼住宅資金▼転宅資金▼就学支度資金▼結婚資金▼特別児童扶養資金

必要書類 申請書、戸籍謄本、所得証明書、住民税納税証明書、連帯保証人の所得証明書

その他、資金の種類により入学許可書の写し・事業計画書・収支計画書等が必要です。

申請先・問い合わせ 市役所1階・ごとも家庭課(☎998-9124・FAX998-9035)